

第 18 号議案

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険における柔道整復療養費の支給の適正を図るため、区長の附属機関として、足立区柔道整復療養費案件調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、柔道整復療養費の支給に関する案件を公平かつ専門的な立場から調査審議する。

2 委員会は、調査審議の結果について区長に報告し、必要な措置を講じるよう意見を述べることができる。

3 委員会は、施術の事実確認について、区長に専門技術的な助言をすることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 3 人以内をもって組織する。

(1) 医療に関する学識経験者 1 人以内

(2) 柔道整復に関する学識経験者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区柔道整復療養費案件調査委員会

日額 1万8,000円

(提案理由)

柔道整復療養費案件調査委員会を附属機関として設置する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。